

次世代育成支援対策推進法に基づく

一般事業主行動計画

すべての従業員が仕事と生活を両立させることができ、働きやすい環境をつくとともに、次世代の社会を担う子供の健全な育成を支援するため、次のように行動計画を策定する。

◆ 計画期間

2022年4月1日 ～ 2027年3月31日

◆ 目標と取組内容・実施時期

目標①： 男性社員の育児休業・産後パパ育休の取得を促進させるための措置を実施

2022年4月～ 男性社員も育児休業が取得可能であることをポータルサイトで周知

2022年9月～ 管理職を対象とした育休制度に関する研修の実施

2024年4月～ 育児休業・産後パパ育休に関する相談窓口の設置

目標②： 有給休暇取得率を5%アップする

2022年4月～ 一斉有休取得日の制定

2024年4月～ ポータルサイトを利用した有休取得勧奨